

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	3
計画主体	北海道留寿都村

留寿都村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	留寿都村役場農林課農林係
所在地	北海道虻田郡留寿都村字留寿都 1 7 5 番地
電話番号	0 1 3 6 - 4 6 - 3 1 3 1
F A X 番号	0 1 3 6 - 4 6 - 3 5 4 5
メールアドレス	s-nourin@vill.rusutsu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、タヌキ、キツネ、 アライグマ、キジバト、カラス類（ハシブトカラス・ ハシボソカラス）
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	留寿都村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ヒグマ	スイートコーン、ビート 人参	被害面積 0.35ha 被害金額 1,072千円
エゾシカ	スイートコーン、ビート 人参、馬鈴薯、大根、 牧草、小豆、かぼちゃ その他豆類	被害面積 32.94ha 被害金額 6,598千円
タヌキ キツネ アライグマ	スイートコーン、ビート 人参、かぼちゃ	被害面積 1.92ha 被害金額 1,615千円
カラス類 キジバト	かぼちゃ、大根 スイートコーン	被害面積 0.13ha 被害金額 430千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>1. 生息状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ 狭い面積の中に5種類の大きさの違うクマの足跡が確認された。令和2年度は、木の実成りが悪かったため、エサが少なく、人里に降りてきて目立つ傾向にある。 ・エゾシカ 足跡などの出没痕跡は、留寿都村全域に広がっている。平野部の小さな沢などにも生息し、猟銃での駆除が難しい状態である。
--

- ・タヌキ、キツネ、アライグマ

農作物（スイートコーン・ビート）の食害が目立っており、生息数は増加しているものと思われる。一圃場で、タヌキ・キツネ・アライグマが捕獲されることが珍しくない。冬期間は畜舎周りでの捕獲が主で、サイレージ、配合飼料などを食している。

- ・カラス類、キジバト

カラスは村全体に生息している。

キジバトについて、夏場は多いが冬期間はどこにいるかわからない。

- ・ユキウサギ

北四線地区及び知来別地区を中心とした圃場に被害報告が相次ぎ、大根及び大豆等への食害が発生している。

2. 被害の発生時期

- ・ヒグマ

スイートコーンの収穫時期から雪が降り積もるまで被害が続く。

- ・エゾシカ

農作物の発芽から収穫までの全般において食害・踏害による被害が見られる。

- ・タヌキ、キツネ、アライグマ

ビート播種時期及びスイートコーン収穫時期に被害が多い。

- ・カラス類、キジバト

農作物の発芽から収穫時期まで。大根・かぼちゃの被害が多い。

- ・ユキウサギ

農作物の発芽から初夏にかけて。大豆の被害が多い。

3. 被害の発生場所

- ・ヒグマ

登地区、旭野地区及び黒田地区を中心とした山地に近い圃場が主で、雪が降りだすと三ノ原方面に移動する。

- ・エゾシカ

留寿都村全域に広がっている。

- ・タヌキ、キツネ、アライグマ
留寿都村全域に広がっている。
- ・カラス類、キジバト
留寿都村全域に広がっている。
- ・ユキウサギ
北四線地区での被害が主となっている。

4. 被害地域の増減傾向

- ・ヒグマ
平成29年度オス熊2頭駆除したが、足跡等の確認から5頭は生息していると思われる。被害地域の増減はない。
- ・エゾシカ
留寿都村全域に広がっている。
- ・タヌキ、キツネ、アライグマ
留寿都村全域に広がっている
- ・カラス類、キジバト
留寿都村全域に広がっている

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
ヒグマ	被害面積 0.35ha	被害面積 0.3ha
	被害金額 1,072千円	被害金額 900千円
エゾシカ	被害面積 32.94ha	被害面積 26.4ha
	被害金額 6,598千円	被害金額 5,300千円
タヌキ、キツネ アライグマ	被害面積 1.92ha	被害面積 1.5ha
	被害金額 1,615千円	被害金額 1,300千円
カラス類 キジバト	被害面積 0.13ha	被害面積 0.1ha
	被害金額 430千円	被害金額 300千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>留寿都村は、箱わなや銃器での捕獲を行い、被害の防止に努めている。関係機関の連絡を密にし、目撃情報には迅速に対応するよう心がけている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ 足跡や糞を発見した際は看板の設置、防災広報無線及び村ホームページにより注意を促すとともに、主に轟音玉による追い払いを行っているが、状況に応じて捕獲檻を設置している。個体の発見情報があつた際は、留寿都村の指示により北海道猟友会倶知安支部留寿都部会が駆除・駆逐を行う。 ・エゾシカ 目撃情報をもとに留寿都村の指示により北海道猟友会倶知安支部留寿都部会が駆除・駆逐を行っているが、個体を発見できない場合は、轟音玉による追い払いを行っている。 <p>また、農業被害を伴うものについては、農業者からの依頼により、留寿都村がくくりわな等を設置して捕獲を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タヌキ、キツネ、アライグマ 箱わなを設置して捕獲している。 ・カラス類、キジバト 被害の情報をもとに、留寿都村の指示により北海道猟友会倶知安支部留寿都部会が銃による駆除を行っている。捕獲鳥獣の処理方法は、村内処理施設で埋設処理する。 	<p>北海道猟友会倶知安支部留寿都部会に委託しているが、それぞれが生業に就いているため、日中の駆除活動ができない。</p> <p>カラスについては猟銃での駆除で畑に寄り付かなくなるが、キジバトには効果がない。</p>

	<p>・ユキウサギ</p> <p>被害の情報をもとに、留寿都村の指示により北海道猟友会倶知安支部留寿都部会が銃による駆除を行っている。</p>	<p>ユキウサギについては捕獲できるわなを留寿都村が所有しておらず、猟銃による駆除を行っているが、効果はほぼ無い。</p>
防護柵の設置等に関する取組	該当なし	

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

農協や猟友会と連携し、比較的被害の大きいほ場について、関係者・協議会構成員が情報を共有し、農家からの出没情報に迅速に対応できるような体制を整備する。

・ヒグマ

看板の設置や防災広報無線により注意を促すとともに留寿都村鳥獣被害防止対策協議会によるパトロールを強化し、状況に応じて捕獲檻の設置を行う。また、協議会構成員が轟音玉を活用した追い払いも行う。効果が無い場合は、留寿都村が北海道猟友会倶知安支部留寿都部会への委託により、銃による駆除を行う。

・エゾシカ

留寿都村が北海道猟友会倶知安支部留寿都部会への委託により、銃による駆除を行い、個体数の減少に努める。これに加えて、留寿都村がハンターへ捕獲等を委託して、くくりわなと銃による駆除を行い、さらに個体数の減少に努めるとともに、センサーカメラを活用して、行動範囲を把握し、効率的に駆除を行う。また、状況により忌避剤を導入し、効果を検証しながら普及を進める。なお、留寿都村鳥獣被害防止対策協議会構成員が轟音玉を活用した追い払いも行う。

- ・タヌキ、キツネ、アライグマ
被害が発生する箇所に箱わなを設置し捕獲を行い、個体数の減少に努め、拡大を阻止し、地域からの排除を目指す。
- ・カラス類、キジバト
農作物被害や繁殖期の生活環境への被害を及ぼす恐れのある個体については、駆除・捕獲を行う。
- ・ユキウサギ
農作物被害を及ぼす恐れのある個体については、駆除・捕獲を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

留寿都村は、従来より捕獲体制の中心的役割を担う北海道猟友会倶知安支部留寿都部会と有害鳥獣駆除業務委託契約を締結し、村からの情報及び指示のもと、猟友会が駆除業務を行う体制をとっているが、今後もその体制を維持しながら、より迅速に対応できるよう留寿都村鳥獣被害防止対策協議会を設置し、関係者による情報の共有に努めるとともに指示の連絡系統を整備する。また、村は住民に対して、防災広報無線等のメディアを活用し、情報の提供に努め、農協は、組合員連絡網（農家情報FAX）による情報提供を実施する。

上記捕獲に際しては、射程、捕獲能力、捕獲時の安全面等を考慮し、必要に応じてライフル銃による捕獲を行う。

北海道猟友会倶知安支部留寿都部会（銃器免許10名、わな猟免許7名）

箱わな（村所有 89基）

* 参考資料として、留寿都村鳥獣捕獲員名簿を添付する（資料1）。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度	ヒグマ、エゾシカ、タヌキ、キツネ、アライグマ、カラス類、キジバト	被害防止方法等知識の普及を図るため、防災広報無線等のメディアを活用し村民への広報活動を充実する。
5年度	同上	同上
6年度	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○ ヒグマは、忌避剤や轟音玉による追い払いを行ったにもかかわらず被害が現実が発生する恐れが大きい時は、出没個体の捕獲・駆除を行うこととする。
○ エゾシカは、捕獲による個体数調整により被害を防ぐ。
○ タヌキ及びキツネは、被害状況に応じて捕獲する。
○ アライグマは、可能な限り捕獲する。
○ カラス類は、被害を及ぼす恐れのある個体を捕獲する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ	当該出没個体	当該出没個体	当該出没個体
エゾシカ	200	350	350
タヌキ	40	40	40
キツネ	20	20	20
アライグマ	80	120	120
カラス類	50	50	50
キジバト	20	20	20

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ヒグマについては、4月頃から11月の収穫期に農作物被害が著しい場合や人命に危険を及ぼすような恐れがある場合には、銃器による捕獲・駆除を実施する。
エゾシカについては、4月頃から11月の収穫期に銃器による捕獲・駆除

を実施する。また、狩猟期（10月下旬～翌年3月）及び道が取組を行う一斉捕獲推進期間（2月～3月）においても捕獲・駆除を実施する。

タヌキ、キツネについては、箱わな設置箇所を北海道後志総合振興局環境生活課と協議し、当該出没個体の捕獲・駆除に努める。

アライグマについては特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による防除実施計画（平成18年5月8日付け環境大臣認定）に基づき、留寿都村鳥獣被害防止対策協議会員が箱わなにより捕獲する。

カラス類、キジバトについては、4月頃から10月中旬の期間に、農作物への被害のある個体の銃による駆除や、繁殖期の営巣活動による生活環境被害への被害を及ぼす恐れのある個体について巣の捕獲・駆除を行う。

ユキウサギについては、4月頃から7月の期間に、農作物への被害のある個体の銃による駆除を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

エゾシカについては大型であるためライフル銃を使用することとし、上記捕獲期間中にライフル銃での捕獲を実施する。

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
該当なし			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度	ヒグマ エゾシカ タヌキ キツネ アライグマ カラス類 キジバト	留寿都村鳥獣被害防止対策協議会は、各種会合や広報誌等を通じ、被害防止に係るPR等の取り組みを行う。 農協は、農作物残渣除去指導を行う。 留寿都村は、各団体との連絡調整を図る。
5年度	同上	同上
6年度	同上	同上

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

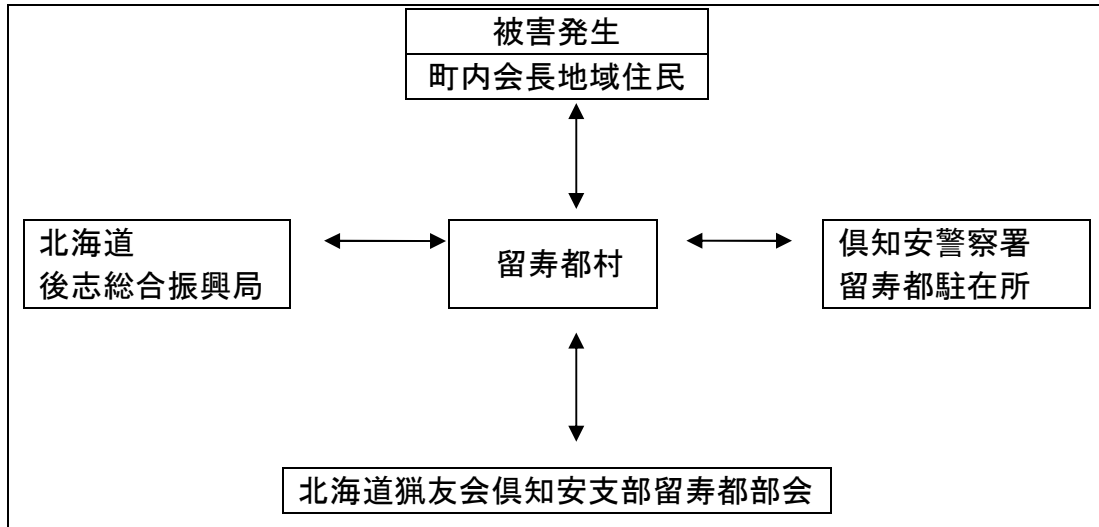
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
留寿都村	被害状況の確認とコミュニティーメールや防災広報無線を使った住民への注意喚起。捕獲等許可に係る事務
北海道後志総合振興局	留寿都村に対する助言
倶知安警察署留寿都駐在所	被害状況の確認と緊急時における住民の安全確保
北海道猟友会倶知安支部留寿都部会	留寿都村からの要請に基づく有害鳥獣の駆除業務

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	留寿都村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
留寿都村農林課	協議会長は、留寿都村長とする。 事務局は農林課職員が担当し、協議会に関する連絡・調整や被害防除施策の立案・対策の実施指導、被害実態調査を行う。
ようてい農業協同組合 留寿都支所	対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。
ようてい森林組合	山林所有者の植栽被害軽減対策及び協力、出没痕跡などの情報提供を行う。
北海道猟友会 倶知安支部 留寿都部会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施（銃器、箱わな）を行う。
倶知安警察署 留寿都駐在所	被害防除対策の実施指導を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道後志総合振興局農務課	農業被害状況の報告等、被害防除対策への助言
北海道後志総合振興局環境生活課	捕獲許可申請、被害防除対策への助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

北海道猟友会倶知安支部留寿都部会会員の中から留寿都村長が任命した隊員と留寿都村役場有害鳥獣駆除担当職員で構成する留寿都村鳥獣被害対策実施隊を平成24年8月1日設置した。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

留寿都村鳥獣被害防止対策協議会が中心となって対策を推進していくが、各種団体等においても積極的な関与を促し、各種会合での呼びかけ、講習会開催等を行い、地域全体で取り組みを進めていく。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ヒグマ：専用処理施設へ搬入する。検体の一部（胃、肝臓等）を北海道環境科学研究センター自然環境部へ学術研究として提供する。
エゾシカ：専用処理施設へ搬入する。個体によっては、肉の一部を食用などに利活用し、その他の部位については、専用処理施設へ搬入する。
タヌキ、キツネ、アライグマ：専用処理施設へ搬入する。
カラス類、キジバト：専用処理施設へ搬入する。
ユキウサギ：専用処理施設へ搬入する。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

留寿都村鳥獣被害防止計画は、運用の上で内容が実態と乖離しないように関係機関と協議の上、計画変更を随時行うこととする。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。